市町村が作成する係数

番号	係 数 名	内 容	用途
1	保険者支援制度(医療分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-30)	令和8年度の保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者 支援分)・医療分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定及び療 養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
2	保険者支援制度(後期高齢者支援金等分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-31)	令和8年度の保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者 支援分)・後期高齢者支援金等分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(後期高齢者支援金等分)の算定に必要な保険料総額の算定及び療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
3	保険者支援制度(介護納付金分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-32)	令和8年度の保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者 支援分)・介護納付金分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(介護納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定 及び療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
4	保険者支援制度(子ども・子育て支援納付金分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-33)	令和8年度の保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者 支援分)・子ども・子育て支援納付金分)見込額を推計し、設定する。	
5	保険料軽減額(保険基盤安定制度分·医療分)見込額 (令和8年度)(仕様書No 3.2-41)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に令和8年度の保 険基盤安定繰入金(保険料軽減分・医療分)見込額を推計し、設定 する。	療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
	保険料軽減額(保険基盤安定制度分·後期高齢者支援金等分)見 込額 (令和8年度)(仕様書No 3.2-42)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、令和8年度の 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・後期高齢者支援金等分)見込 額を推計し、設定する。	療養給付費等負担金(後期高齢者支援金等分)の推計に使用。
7	保険料軽減額(保険基盤安定制度分·介護納付金分)見込額 (令和8年度)(仕様書No 3.2-43)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、令和8年度の 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・介護納付金分)見込額を推計 し、設定する。	療養給付費等負担金(介護納付金分)の推計に使用。
8	保険料軽減額(保険基盤安定制度分・子ども・子育て支援納付金分)見込額 (令和8年度)(仕様書No 3.2-44)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、令和8年度の 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・子ども・子育て支援納付金分) 見込額を推計し、設定する。	療養給付費等負担金(子ども・子育て支援納付金分)の推計に使 用。
9	18歳未満公費軽減額(子ども・子育て支援納付金分)見込額 (令和8年度)(仕様書No 3.2-45)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、令和8年度の 18歳未満被保険者における保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・子 ども子育て支援納付金分)、未就学児均等割保険料軽減繰入金(子 ども・子育て支援納付金分)及び産前産後保険料軽減繰入金(子ど も・子育て支援納付金分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(子ども子育て支援納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。 18歳未満保険料軽減額について、都道府県が推計することも考えられる。
10	特定健康診査等負担金 (令和8年度)(仕様書No 3.2-35)	令和8年度の特定健康診査等負担金の予算見込額を設定する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
11	過年度の保険料収納見込額(医療分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-36)		標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
12	過年度の保険料収納見込額(後期高齢者支援金等分) (令和8年度)	令和8年度の過年度の保険料収納見込額(後期高齢者支援金等分) を設定する。	標準保険料率(後期高齢者支援金等分)の算定に必要な保険料総 額の算定に使用。
13	過年度の保険料収納見込額(介護納付金分) (令和8年度)	令和8年度の過年度の保険料収納見込額(介護納付金分)を設定する。	標準保険料率(介護納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定 に使用。
14	過年度の保険料収納見込額(子ども・子育て支援納付金分) (令和8年度)	令和8年度の過年度の保険料収納見込額(子ども・子育て支援納付金分)を設定する。令和8年度においては過年度の保険料収納見込額がないため「O円」を設定する。	標準保険料率(子ども・子育て支援納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
15	出産育児一時金(法定繰入分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-37)		標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
16	療養給付費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-46)	令和8年度の療養給付費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
17	退職被保険者等療養給付費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-47)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、 「0」円を設定。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
18	療養費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-48)	令和8年度の療養費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
19	退職被保険者等療養費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-49)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止され <mark>た</mark> ため、「0」円を設定。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
20	高額療養費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-50)	令和8年度の高額療養費および高額介護合算療養費の予算見込額 を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
21	移送費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-51)	令和8年度の移送費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
22	保健事業費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-52)	令和8年度の保健事業費の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
23	直診勘定繰出金 (令和8年度)(仕様書No 3.2-53)		標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。

24	出産育児諸費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-54)	令和8年度の出産育児諸費の予算見込額を設定する(出産育児一時金(法定繰入分)を含む総額とする)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。 ※原則、決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入を想定していない。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
25	葬祭諸費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-55)	令和8年度の葬祭諸費の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。 ※原則、決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入を想定していない。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
26	育児諸費 (令和8年度)(仕様書No 3.2-56)	令和8年度の育児諸費の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。 ※原則、決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入を想定していない。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
27	その他保険給付 (令和8年度)(仕様書No 3.2-57)	令和8年度のその他保険給付の予算見込額を設定する。決算補填 等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及 び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定 健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。 ※原則、決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入を想定して いない。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
28	条例減免に要する費用(保険料分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-58)	令和8年度の条例減免に要する費用(保険料分)の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。また、条例以外の要綱等による事業分も含む。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
29	条例減免に要する費用(一部負担金分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-59)	令和8年度の条例減免(規則等の条例以外の根拠に基づく減免も含む)に要する費用(一部負担金分)の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。また、条例以外の要綱等による事業分も含む。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使
30	特定健康診査等に要する費用 (令和8年度)(仕様書No 3.2-61)	令和8年度の特定健康診査等事業費の予算見込額を設定する(特定健康診査等負担金を含む総額とする)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	ホート 灰竹牛(色凉力)の弁だに必安な体験が心臓の弁だに関し 田
31	その他基金(返済分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-70)	令和8年度のその他基金(返済分)の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
32	その他基金(積立分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-71)	令和8年度のその他基金(積立分)の予算見込額を設定する。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
33	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分·年齢構成差分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-40)	現行制度を前提として、市町村は、令和7年度の普通交付税の基準 財政需要額の算定額(総額800億円ベース)を1.25倍して、留保財源 で対応する分を加えた金額(総額1,000億円ベース)を令和8年度に おける市町村の繰入金見込額として用いる。なお、都道府県の判断 により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とする ことも可能とする。	
34	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分·保険料負担能力分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-38)	現行制度を前提として、市町村は、令和7年度の普通交付税の基準 財政需要額の算定額(総額800億円ベース)を1.25倍して、留保財源 で対応する分を加えた金額(総額1,000億円ベース)を令和8年度に おける市町村の繰入金見込額として用いる。なお、都道府県の判断 により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とする ことも可能とする。	
35	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分·過剰病床分) (令和8年度)(仕様書No 3.2-39)	※財政安定化支援事業の見直しに伴い、令和2年度の保険料負担能力分:過剰病床分:年齢構成差分の算定割合が、70:0:30に見直しされたことを踏まえ、「O円」とする。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使 用。
1	1	I	

		I	
36	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) (仕様書No 3.2-111)	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) =令和6年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) +保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。医療分のみを含む。) +法定外一般会計繰入金決算額(決算補填目的の繰入のみを含む。医療分のみを含む。) +前年度繰上充用金決算額(単年度増加分、補正予算反映。医療分のみを含む。) +財政調整基金取崩金決算額(決算上の保険料分充当額。医療分のみを含む。) +前年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。医療分のみを含む。) 令和6年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金決算額については、これらの合算額に標準的な収納率を乗じて算出する。また、納付金ガイドラインは市町村の決算前に作成されたため、調定額に標準的な収納率を乗じる方法を記載しているが、ほとんどの市町村において決算認定議会を終えている現時点においては、令和6年度保険料調定額を令和6年度保険料収納額(決算額)に変更して 文比べを行うことも可能である。 なお、保険料の上昇抑制等を図る目的で上式に含まれる費用を計上している場合には、保険料収納必要額に合算するものとする。	
37	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(医療分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-112)	- 人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(医療分) = 令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) /一般被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
38	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) (仕様書No 3.2-113)		
39	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-114)	- 人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) =令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) / 一般被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降はOを設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
40	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) (仕様書No 3.2-115)	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) =令和6年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) +保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。介護納付金分のみを含む。) +法定外一般会計繰入金決算額(決算補填目的の繰入のみを含む。介護納付金分のみを含む。) +前年度繰上充用金決算額(単年度増加分、補正予算反映。介護納付金分のみを含む。) +財政調整基金取崩金決算額(単年度増加分、補正予算反映。介護納付金分のみを含む。) ・財政調整基金取崩金決算額(決算上の保険料分充当額。介護納付金分のみを含む。) ・前年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。介護納付金分のみを含む。) ・市年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。介護納付金分のみを含む。) ・市年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金決算額については、これらの合算額に標準的な収納率を乗じて算出する。また、納付金ガイドラインは市町村の決算前に作成されたため、調定額に標準的な収納率を乗じる方法を記載しているが、ほとんどの市町村において決算認定議会を終えている現時点においては、令和6年度保険料調定額を令和6年度保険料収納額(決算額)に変更して文比べを行うことも可能である。 なお、保険料の上昇抑制等を図る目的で上式に含まれる費用を計上している場合には、保険料収納必要額に合算するものとする。	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
41	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) (令和6年度) (仕様書No 3.2-116)	- 人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) = 令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) /介護第2号被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降はOを設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
42	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) (仕様書No 3.2-117)	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) =令和6年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) +保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。医療分のみを含む。)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
43	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(医療分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-118)	- 人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(医療分) = 令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) /一般被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降はOを設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
44	市和0年度休陕科収納必要額(法定外一般会計機入後)(後期局節 考支撑全笔公)	令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) =令和6年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) +保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。後期高齢者支援金等分のみを含む。)	成30年度以降はOを設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り

45	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-120)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) =令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) /一般被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
46	金分)(仕様書No 3.2-121)	金分) = 令和6年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
47	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-122)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) =令和6年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) /介護保険第2号被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの 平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
48	令和6年度決算に基づく納付金相当額(医療分)(仕様書No 3.2-208)	 令和6年度の納付金額ベースの保険料決算額(医療分)を設定す る。	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
49	一人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(医療分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-209)	 一人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(医療分) =令和6年度決算に基づく納付金相当額(医療分) /一般被保険者数(会和6年3月から会和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
50	令和6年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) (仕様書No 3.2-210)		算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
51	一人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-211)	一人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者 支援金等分) =令和6年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
52	令和6年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) (仕様書No 3.2-212)		算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
53	一人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) (令和6年度)(仕様書No 3.2-213)	- 人当たり平均令和6年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) =令和6年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) /介護第2号被保険者数(令和6年3月から令和7年2月までの平均)	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
54	法定外一般会計繰入額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-198)		(激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り
55	1(字知6年度)(1年続手11637)-144)	令和6年度の財政調整基金取崩額を設定する。 後期高齢者支援金や介護納付金に充てている場合には、それらの	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
56	繰上充用金額(単年度分) (令和6年度)(仕様書No.3.2-214)	上されるため、令和7年度の補正予算について考慮する。 都道府県が前年度繰上充用金見込額の提出を市町村に求める場合	成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。
57	前年度繰越金額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-200)	険特別会計に決算剰余金があり、財政調整基金への積立や翌年度 の国庫負担金の還付等に充たらず、令和6年度補正予算により保険 給付費等の医療分の納付金に含めるべき費用に充てられたものに	算定年度平成29年度まで設定が必須となっていた項目であり、平成30年度以降は0を設定 激変緩和のシミュレーションに使用。 (激変緩和の基点を変更する場合は、算定年度平成29年度に取り 込んだ市町村基礎ファイルに対して、当該項目の値に変更する。)
58	退職被保険者の被扶養者に係る平成AA年度末の被保険者等数の 見込数加算r(仕様書No 3.2-110)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、「0」人を設定。	退職被保険者等の診療費総額の推計に使用。
-			

番号	項目名	内容	用途
1	退職被保険者等に係る概算後期高齢者支援金相当額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-123)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、 「O」円を設定する。	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)療養給付費等交付金の算定に使用。
2	退職被保険者等に係る概算調整対象基準額相当額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-124)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、「O」円を設定する。	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)療養給付費等交付金の算定に使用。
3	各市町村の確定被保険者数 (令和6年度)(仕様書No 3.2-125)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、「O」人を設定する。	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)療養給付費等交付金の算定に使用。
4	各市町村の確定退職被保険者等数 (令和6年度)(仕様書No 3.2-126)	令和6年度以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、「O」人を設定する。	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)療養給付費等交付金の算定に使用。
5	当該保険者概算後期高齢者支援金額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-127)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	
6	当該保険者加入者数(省令第20条第2項) (令和6年度)(仕様書No 3.2-128)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を記入	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成) 後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
7	当該保険者加入者数(省令第19条第2項第1号) (令和6年度)(仕様書No 3.2-129)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を入力 (第8表「総加入者見込数の伸び率(省令第19条第2項第2号)」を乗じるための数)	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降はOを設定。(令和元年度以降は都道府県が作成) 後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
8	当該保険者概算前期高齢者納付金額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-147)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成) 前期高齢者納付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に 使用。
9	当該保険者給付費額(若人の給付費額) (令和6年度)(仕様書No 3.2-150)	本年度、「令和6年度 法定給付費額報告書(前期様式第9号)」により支払基金へ報告した「1 医療に関する給付の額(単位:円)」の「合計」の「計」欄を記入 ※現物給付分と現金支給分の合計	
10	当該保険者前期高齢者加入者数 (令和6年度)(仕様書No 3.2-151)	本年度、「令和6年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「うち前期高齢者である加入者数」の「平均」欄を記入	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
11	当該保険者病床転換支援金額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-152)	支払基金より送付のあった「令和6年度 高齢者医療制度及び病床 転換助成事業納付金額期別内訳」の別紙2「病床転換支援金額」の 「医療費」欄を入力(すなわち0円)	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成)前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
12	当該保険者前期高齢者給付費額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-153)	「平成 年 月分 前期高齢者給付費額報告書(前期様式第10号)」により支払基金へ報告した「1 前期高齢者給付費額」の「合計」欄を年度合計した額から、「2 前期高齢者である加入者に係る第三者納付金等収入(調定)額」の「合計」欄を年度合計した額を控除した額を記入 ※現物給付分は3-2ベース、現金給付分は4-3ベース(第三者納付金等は4-3ベース)	弁だ十尺 次00十尺よく改定が必須となる次日。弁だ十尺 加加 左中川吹けらた肌中 (今和二左中川吹け初送広川が佐げ)
13	当該保険者概算調整対象基準額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-185)	国保事業費納付金等算定システムで同項目を算出するため、「O円」 を設定する。	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降はOを設定。(令和元年度以降は都道府県が作成) 退職者前期調整額を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に 使用。
14	当該保険者概算前期高齢者交付金額 (令和6年度)(仕様書No 3.2-186)	支払基金より送付のあった「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	算定年度平成30年度まで設定が必須となる項目。算定年度令和元年度以降は0を設定。(令和元年度以降は都道府県が作成) 前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に 使用。